

【参考】富田地区地区計画「建築物」制限表（主なもの）

基本規制（用途地域）		近隣商業地域		第一種住居地域		第一種低層住居専用地域			準工業地域		備考	
		A地区		B地区	C地区		D地区	E地区		F地区		
地区計画での用途の制限												
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○※2	○	○	○※1	○※1	○	○	※1共同住宅等は不可※2共同住宅の1階部分は、店舗、事務所は可能とする。	
兼用住宅（非住宅部分は、50㎡以下かつ面積1/2未満）		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
店舗等	店舗等の面積が150㎡以下	○	○	×	○※	○	×	×	×	○	○	※建築基準法施行令第百三十条の五の三（第一種中高層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店等の建築物）
	店舗等の面積が500㎡以下	○	○	×	○※	○	×	×	×	○	○	
	店舗等の面積が1,500㎡を超える	○	○	×	×	○	×	×	×	○	○	
	店舗等の面積が3,000㎡を超える	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	
事務所	事務所等の面積が500㎡以下	○	○	×	×	○	×	×	×	○	○	
	事務所等の面積が500㎡を超える	○	○	×	×	○	×	×	×	○	○	
	事務所等の面積が1,500㎡を超える	○	○	×	×	○	×	×	×	○	○	
	事務所等の面積が3,000㎡を超える	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	
ホテル、旅館		×	○	×	×	○※	×	×	×	○	○	※3000㎡以下
レジャー施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッチング練習場等	○	○	×	×	○※	×	×	×	○	○	
	カラオケボックス、ダンスホール等	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	
風俗施設	麻雀屋、パチンコ店、射的場、馬券・車券発売場等	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	
	キャバレー、個室付き浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○※	※個室付き浴場を除く
大規模集客施設（店舗等の面積が10,000㎡を超えるもの）		○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	
	大学校、高等専門学校、専修学校等	○	○	×	×	○	×	×	×	○	○	
	図書館、博物館等	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	
	巡査派出所、500㎡以下の郵便局	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	×	×	○	×	×	○	×	○	
	病院	○	○	×	×	○	×	×	×	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○※	×	○	○※	×	○	○	○	※公衆浴場は不可
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	×	×	○	○600㎡以下	×	○600㎡以下	○	○	
	自動車教習所	×	○	×	×	○※	×	×	×	×	○	※3000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（付属車庫を除く）	○	○	×	×	○※	×	×	×	○	○	※300㎡以下、2階以下
	建築物付属駐車場	○	○	○2階以下	○2階以下	○2階以下	○600㎡以下、1階以下	○600㎡以下、1階以下	○600㎡以下、1階以下	○	○	
	倉庫業倉庫	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	
	畜舎（15㎡を超えるもの）	×	○	×	×	○※	×	×	×	×	○	※3000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、量屋、建具屋、自転車店などで作業場が50㎡以下のもの	○	○	×	×	○	×	×	×	○	○	
	工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	○※2	×	×	○※1	×	×	×	×	○	※1作業場の床面積50㎡以下 ※2作業場の床面積150㎡以下
	工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	○※2	×	×	×	×	×	×	×	○	
	工場で危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
	工場で危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
	自動車修理工場	×	○300㎡以下	×	×	○90㎡以下	×	×	×	○※	○	※1500㎡以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理量	量が非常に少ない施設	○	○	×	×	○※	×	×	×	×	○	※3000㎡以下
	量が少ない施設	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	
	量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
	量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	都市計画決定が必要

※ほかにも、壁面の位置、建築物等の形態及び色彩などの制限があります。ご注意ください。